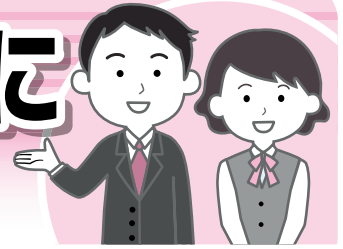
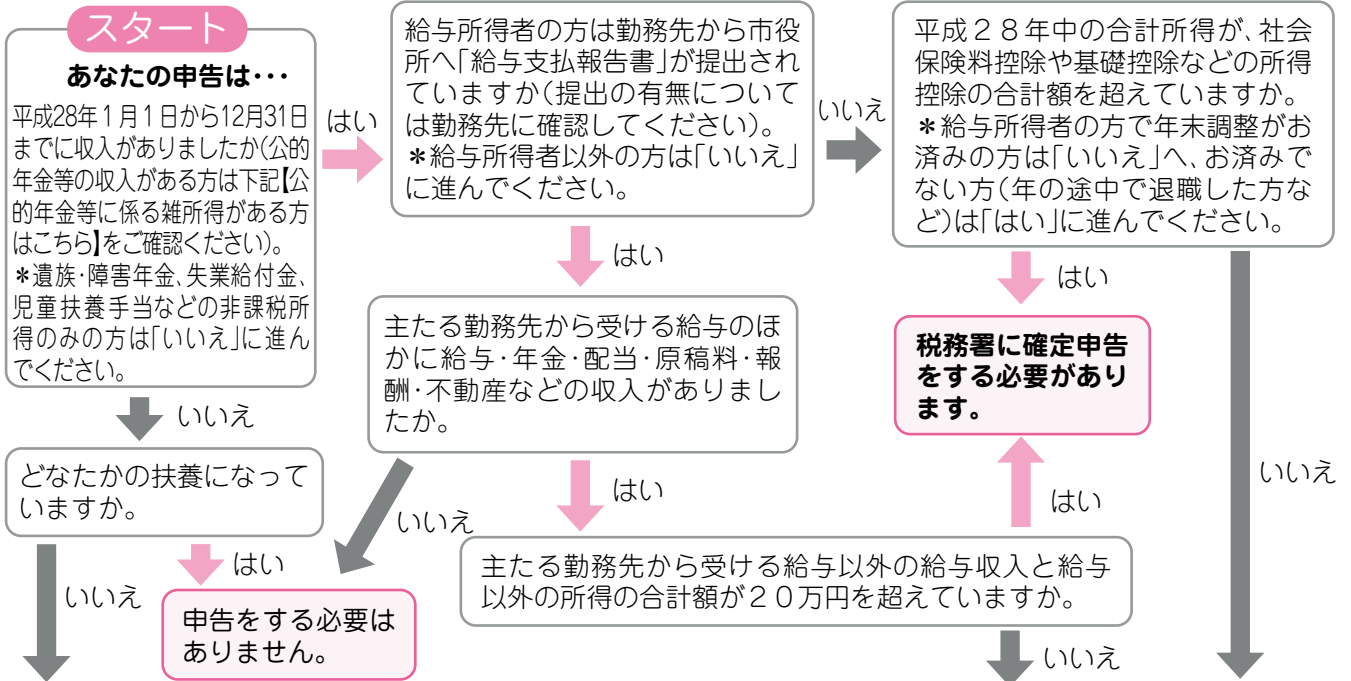


# 税の申告は正しくお早めに



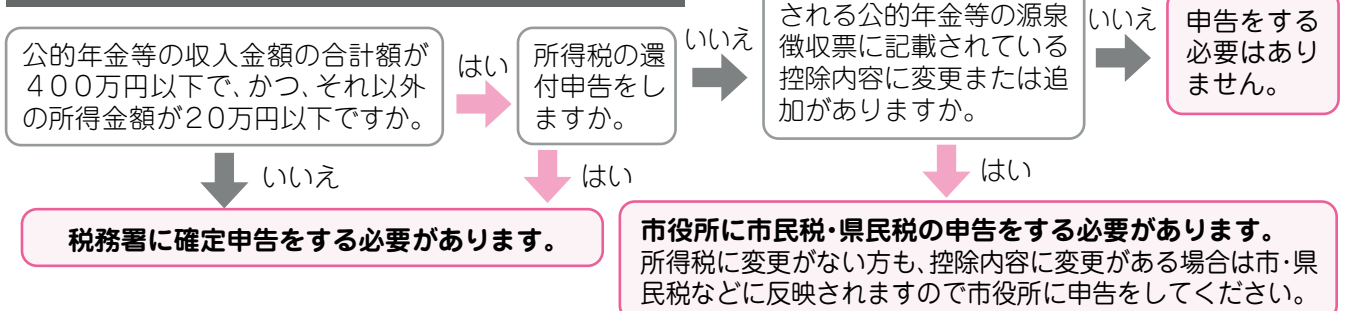
今年も税の申告時期になりました。平成28年分の申告の受け付けは、**「2月16日(木)から3月15日(水)まで」**です。



## 市役所に市民税・県民税の申告をしてください。

※収入のなかった方についても申告をしていただくことにより、国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎資料ならびに児童手当など各種手当の申請、諸証明書の発行等の資料となります。

## 公的年金等に係る雑所得がある方はこちら

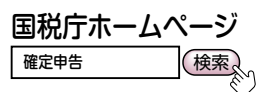


※ふるさと納税のワンストップ特例を申請した方であっても、確定申告または市民税・県民税の申告をする必要がある方についてはワンストップ特例の適用がなくなります。寄付金控除としてあわせて申告をしてください。

## 税務署から確定申告のお知らせ

◇国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、夜間、休日を問わず**自宅等で確定申告書が作成できます**ので、書面で印刷して送付・e-Taxで送信(事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。  
※平成28年分の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要になります。

※郵送により提出の際には、申告する方の本人確認書類(注1)の写しの添付が必要になります。  
注1・本人確認書類とは、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカードの表・裏、マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カード+運転免許証や健康保険証などです。



### 《確定申告書等作成コーナーの操作などに関する問い合わせ》

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

【受付時間】・1月16日～3月15日(土・日曜日、祝日を除く) 午前9時～午後8時

なお、2月19日～3月12日の日曜日は受け付けています。

・上記以外の期間(土・日曜日、祝日および年末年始を除く) 午前9時～午後5時

## ◇所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します

会場／朝霞税務署 1階（朝霞市本町1丁目1番46号）

期間／2月16日(木)～3月15日(水)

（土・日曜日を除く。ただし、2月19日(日)・26日(日)に限り開場します）

受付時間／午前8時30分～

※相談には時間を要しますので、午後4時ごろまでにお越しください。また、会場の混雑状況により、受け付けを早めに締め切ることがあります。

※確定申告会場は大変混雑するため、例年、来署してから手続きが終了するまで、平均90分（最大2時間超）の時間を要しています。

※税務署の申告会場では、自宅で作成する場合と同じ「国税庁ホームページ」の確定申告書作成コーナーを使用し、原則として、ご自身でパソコン入力をお願いしています。なお、職員数の関係から、パソコン8台程度を1人の職員が担当しますので、ご理解のほどお願いします。

※確定申告時期の税務署駐車場は大変混雑します。来署される際は、公共交通機関をご利用ください。

## ◇公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以降は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されないこととなりました。



## ◇国税庁ホームページの「相続税・贈与税特集」のご案内

相続税等の関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」には、次のようなコーナーがありますのでぜひご覧ください。

- ①相続税のあらまし
- ②相続税の申告要否判定コーナー
- ③「小規模宅地等の特例」と「配偶者の税額軽減」を適用した相続税申告書の記載例
- ④相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集
- ⑤各種様式等（相続税の申告手続（申告書）、相続税の申告のためのチェックシート） など



## ◇「相続税についてのご相談」は、電話相談センターをご利用ください

確定申告期間中は、多数の納税者の方が来署されるため、確定申告会場において相続税の相談はお受けしていませんので、国税庁ホームページの「相続税・贈与税特集」のご利用をお願いします。

なお、相続税・贈与税に関する一般的なご質問やご相談については、電話相談センターでお受けしていますので、最寄りの税務署へ電話（自動音声で「1」を選択し、次に相続税・贈与税の相談番号「3」を選択）してください。

また、電話相談センターでは、相続税・贈与税以外の税金に関する相談にも応じています。

## ◇国税の納税は便利・安全・確実な口座振替を！

- ・納税をすっかり忘れることなく、振替日にご指定の預貯金口座から自動的に引き落とされます。
- ・税務署などの窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。
- ・一度手続きをすれば、継続して利用できます。

手続方法／「預貯金口座振替依頼書」（金融機関への届出印の押印が必要）を朝霞税務署または金融機関へ提出してください。

※「預貯金口座振替依頼書」は、税務署で配付しているほか、国税庁ホームページからもダウンロードできます。

問／朝霞税務署管理運営部門 ☎467-2945

### 《確定申告などに関する問い合わせ》

朝霞税務署 ☎467-2211（自動音声でご案内します）

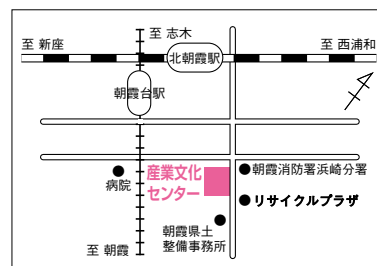
# 市民税・県民税の申告は市役所または産業文化センターへ

市民税・県民税の申告に関する  
課税課 ☎463-2852~3

## 市民税・県民税の申告受付日程

受付会場	受付期間および時間
市役所別館 5階大会議室	2月16日(木)～3月15日(水) 午前9時～午後4時 ※土・日曜日は除く。 <b>2月19日(日)</b> の午前9時～午後4時は受け付けを行います。 ※市庁舎耐震工事のため、駐車場・駐輪場の台数が減っています。 市庁舎にお越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
産業文化センター	<b>2月26日(日)</b> 午前9時30分～午後4時

## 産業文化センター



給与所得者および年金所得者の所得税還付申告についても、上記のとおり受け付けています。

※事業・不動産・譲渡所得のある方、所得税の住宅借入金等特別控除の申告は、税務署での受け付けとなります。

## 申告が必要な方

- 平成29年1月1日現在、朝霞市内にお住まいで平成28年中（1月1日～12月31日）に所得のあった方（アルバイト・パートによる所得があった方も該当します）
- 平成29年1月1日現在、朝霞市には住んでいないが市内に事務所・事業所等を所有している方

## 申告が不要な方

- 給与以外に所得がなく、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方  
※給与支払報告書は、平成29年1月1日現在お住まいの市区町村に送付されます。
- 所得税の確定申告（還付申告を含む）をした方
- 同一世帯内のどなたかの扶養になっている方  
※世帯が別の場合は申告が必要な場合があります。



## 申告に必要なもの

- マイナンバーカード（お持ちでない方は通知カード等+運転免許証や健康保険証等の本人確認書類）
- 印鑑
- 【給与所得者または年金収入のある方】平成28年分源泉徴収票等
- 【事業所得等その他の所得のある方】帳簿類など所得金額が証明できるもの
- 平成28年中（1月1日～12月31日）に支払った国民年金保険料・国民健康保険税（料）・長寿（後期高齢者）医療保険料・介護保険料などの社会保険料の支払証明書または領収書
- 平成28年中（1月1日～12月31日）に支払った生命保険料・地震保険料および平成18年末までに締結した長期損害保険料の支払証明書
- 【医療費控除を受ける方】平成28年中（1月1日～12月31日）に支払った医療費の領収書（保険等で補てんされた金額がある場合は、金額のわかる書類等）  
【障害者控除を受ける方（被扶養者を含む）】身体障害者手帳など確認できるもの
- 【学生の方】学生証または在学証明書

※郵送で申告する場合は、マイナンバーカード（または通知カード等と本人確認資料）の写し、源泉徴収票、その他各種控除証明書および領収書を必ず同封（のり付け不要）してください。

## 申告を忘れると…

- 申告を忘れると、児童手当等を受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、年金の免除申請をするときなどに必要な証明書等の発行ができません。
- 収入のなかった方についても、申告をしていただくことにより非課税証明書の発行、国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎資料となりますので、忘れずに申告してください。
- ご家族の方が申告や年末調整の際にあなたのことを税法上の扶養（社会保険などの健康保険の扶養に入ることとは異なります）とする記載が漏れている場合もありますので、ご確認ください。この場合、ご家族の方の申告が必要となります。

## 平成29年1月から「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が始まりました

これまで、医療費控除の対象とならなかった人でも、対象となるOTC医薬品の年間購入額が12,000円を超えれば、平成29年分の確定申告（平成30年度市・県民税）からセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の適用を受けられる場合があります。

平成29年1月以降にOTC医薬品を購入した際のレシート（領収書）はこまめに保管しましょう。

適用には一定の条件があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。